

平成 29 年 5 月 31 日  
東京税関業務部

関係各位

飲用乳に係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について

平成 29 年 4 月 1 日から同年 4 月 30 日までの関税暫定措置法別表第 1 の 6 第 2 項に掲げる物品（飲用乳）の輸入数量が、同法第 7 条の 3 第 1 項に規定する輸入基準数量を超えることとなったことから、同項の規定に基づき、平成 29 年 6 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間、当該物品について特別緊急関税が発動されることとなりました。

発動後に NACCS で申告する場合の品目コードについては、NACCS 掲示板で確認願います。

なお、関税暫定措置法第 7 条の 3 第 2 項第 6 号（発動日前に本邦に向けて送り出された物品）の規定を適用して申告する場合は、マニュアル申告となりますので注意願います。

【発動内容】

○ 関税暫定措置法別表第 1 の 6 第 2 項（飲用乳）

（関税割当を受けて輸入するものを除く）

品 目	発動前	発動後
飲用乳 0401.20 の 1	21.3%+114 円/KG	28.4%+152 円/KG

問合せ先  
東京税関業務部通関総括第 1 部門  
電話：03-3599-6337